

○ 堆肥製造・販売業者の皆様へ ○

輸入飼料を給与した牛に由来する
堆肥を販売・譲渡・施用する際にはご留意ください！

海外で使用された農薬の成分(クロピラリド)が含まれた輸入飼料が家畜に給与された場合、**堆肥を通じて、トマト、スイートピー等の園芸作物や、マメ科牧草等※の生育に障害を起こす可能性**があります。



○ 牛由来の堆肥を販売・譲渡する際には、情報を共有しましょう。

➡ 輸入飼料※1を給与した牛※2に由来する堆肥（排せつ物を含む）を、耕種農家や販売業者に販売・譲渡する際には、「牛ふん堆肥は、クロピラリドが含まれている可能性があるため、使用に当たっては作物の種類や施用量等に留意する必要がある」とについて情報を共有しましょう。

※1 平成28年度の実態調査において、輸入粗飼料のみならず穀類やその加工穀類（小麦ふすま、大麦ぬか）にもクロピラリドが含まれていることが認められました。

※2 上記調査において、肥育牛由来の堆肥は、乳用牛由来の堆肥に比べ濃度が高い傾向が認められました。

（これまで豚ふん・鶏ふんのみに由来する堆肥の施用による被害の発生は報告されていません）。

～参考～

- ① クロピラリドは、広葉雑草(クローバーなど)を枯らす除草剤の成分で、我が国が粗飼料や飼料穀類の多くを輸入している米国、豪州、カナダ等の各国で使用されています(我が国では申請がなく農薬登録されていません)。
- ② クロピラリドは、家畜の体内から速やかに排出され、家畜や人に対する毒性が低いため、飼料に含まれていても、家畜や人の健康に影響を及ぼす心配はありません。
- ③ クロピラリドに対する感受性は、作物や品種により大きく異なりますが、トマト、ナス、大豆、スイートピー、マメ科牧草などの作物にごく低濃度でも障害を引き起こす可能性があります(イネ科作物は耐性があるため、通常の施用量では稻、麦、とうもろこしやイネ科牧草の生産に障害を引き起こす心配はありません)。

お問い合わせ先

千葉県安房農業事務所企画振興課 TEL 0470-22-7131